

飲食・宿泊・サービス業等 支援金（第Ⅲ期） 申請要領

[受付期間]

令和4年1月6日(木)から令和4年2月16日(水)まで

[お問合せ先]

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)事務局

電話番号: 0120-730-500

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。

御不明な点は、お問合せ先にて電話で対応させていただきます。

※引き続き、地場産業に係る製造業の方も対象です。

和歌山県

※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに、加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、連絡が取れない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消されなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

支援金第Ⅲ期において特に御注意いただきたい点

<支援金を円滑に受け取っていただくために>

- 受付期限(2月16日まで)を超過した申請は一切認められませんので、速やかに申請をしてください。
- 受付期間中に審査に係る連絡が取れない場合や期日までに追加指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものと判断いたします。

<受付期間内にご対応いただくために>

- 平日・日中に対応が可能な電話番号を必ず申請書に記載ください。
- 事務局から電話・メール・不備通知等の連絡があった際には、必ず御対応いただきますようお願いいたします。

目 次

I	支援金の概要	P 1
1	趣旨	P 1
2	支援金額	P 1
II	対象要件	P 2
	別表対象業種表	P 6
III	申請方法	P 8
1	郵送による申請の場合	P 8
2	WEB申請の場合	P 8
IV	給付の決定等	P 9
1	支援金給付の決定	P 9
2	給付通知	P 9
3	支援金の返還	P 9
V	申請書類	P 10
VI	対象要件の特例	P 25
	創業者特例	P 26
	創業者特例その2	P 28
	新たな店舗等を設けた方の特例	P 30

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るため支援金を給付するもの

2 支援金額

令和3年10~12月のいずれかの月の売上高減少などを含むIIの対象要件を満たす事業者に対し、令和4年1月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、次の表による支援金の額となります。

対象店舗等で常時使用する従業員の数	支援金の額
0人~5人	15万円
6人~20人	30万円
21人~50人	45万円
51人~100人	60万円
101人~300人	80万円
301人~	100万円

(※)

1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。

(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)

(対象外の業種の従業員は含まない。)

2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。

・日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・2か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・試の使用期間中の者

(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考:労働基準法第20条及び第21条

Ⅱ 対象要件

下記(1)～(4)の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

- 「中小企業者」には個人事業主、みなし大企業を含みます。
- その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「特定非営利活動法人」、「社会福祉法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「宗教法人」等を指します。

(2) 県内で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する業種のうち別表(産業分類による対象業種)に定める業種又は別表(県内地場産業)に定める県内地場産業に係る製造業(以下「対象業種」という。)を営む事業者であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者

(ア) 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所(以下「店舗等」という。)を運営していること。

(イ) 対象業種を事業として営む事業者であること。

(ウ) 令和3年12月1日までに当該事業に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。

○ 上記、別表(産業分類による対象業種)及び別表(県内地場産業)は6、7ページで御確認ください。

○ (2)の要件を満たしていることを証明する書類の提出が必要です。

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期又は第Ⅱ期)を受領した方は、「飲食・宿泊・サービス業等支援金の振り込み完了のお知らせ」の写しを御提出ください。

その場合、次ページに示す書類の提出は、原則、不要になります。

「振り込み完了のお知らせ」を紛失した場合は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期の支援金が振り込まれた通帳の該当部分の写しで代えることが可能です。その際は、事務局(コールセンター)において第Ⅰ期又は第Ⅱ期における「受付番号」を確認し、当該写しに記載をお願いいたします。

それ以外の方は、次ページに示す書類を御提出ください。

【a.県内で店舗等を運営していること】及び【b.対象業種を営む事業者であること】
を証明する書類一覧

	提出書類	確定申告の義務がある事業者	確定申告の義務がない事業者	新規創業者特例 ※4
個人	確定申告書の第1表 ※1	【必須提出】		
	青色申告決算書	【必須提出】 a,bが確認できる		
	収支内訳書(白色申告)			
	許可書 ※2	いずれかの書類を提出	【必須提出】 a,bが確認できる	【必須提出】 a,bが確認できる
	開業・廃業等届出書	※3	いずれかの書類を提出	いずれかの書類を提出
	市民税・県民税申告書		【必須提出】	
法人	法人税申告書の別表1	【必須提出】 a,bが確認できる		
	法人事業税申告書			
	登記事項証明書	いずれかの書類を提出		【必須提出】 a,bが確認できる
	許可書 ※2			いずれかの書類を提出

※1 確定申告書の第1表については受付印のあるもの又はそれと同等と認められるもの。

※2 許可書とは、法令等に基づき、その営業を行うために必要な許可等を証する書面を指し、有効期間内であることが必要です。(営業に許可等が必要な業種については、本申請において許可書等を提出しない場合でも、適法な許可等を得ていることが前提となります。)

※3 確定申告書の第1表、青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、許可書のいずれでも、a,bが確認できない場合、開業・廃業等届出書を提出する必要があります。

※4 新規創業者特例を適用される方は、上の表以外にも必要書類があります。
詳細は26～31ページを御確認ください。

○ 提出する書類に、店舗等の所在地、業種が記載されていることを御確認ください。なお、詳細については、15～20ページを参照してください。

○ 開業・廃業等届出書に関することについては、管轄の税務署にお問合せください。

※5 全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。

審査の必要に応じ、申請者の許可書等の取得状況について関係機関に照会する場合があります。

(3) 各申請者の運営する対象業種に係る県内の店舗等(以下「対象店舗等」という。)における令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象業種に係る事業における売上高(事業収入)の合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、当該売上高の比較に使用した年の10月から12月までの3か月の当該売上高の合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間、又は令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に(2)に規定する対象業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については、別に定める。

○ **県内店舗等かつ対象業種に係る事業のみの合計売上高で判断します。**

例：飲食業(対象)と建設業(対象外)を営んでおり、合計すると30%減を超えるが、飲食業のみだと20%減となる場合は対象外です。

例：県内(対象)と県外(対象外)で店舗を経営しており、合計すると30%減を超えるが、県内(対象)のみだと20%減となる場合は対象外です。

○ 令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

26、27ページの「創業者特例」を御参照ください。

○ 令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に創業し営業を開始した方は創業者特例により売上を計算することができます。

28、29ページの「創業者特例その2」を御参照ください。

○ 令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となり得ます。

そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、30、31ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」を御参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は26、27ページの「創業者特例」を御参照ください。

(4) 事業継続の意思がある者であること。

- 別記第2号様式の「宣誓書」の内容に含まれます。

【上記(1)～(4)を満たしていても、以下の者については給付対象となりません。】

- 既に本支援金(第Ⅲ期)を受けた者
- 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- そのほか知事が適当でないと認める者

- 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期又は第Ⅱ期)の支援金を受給している方も、本支援金の申請を行うことができます。

別表(産業分類による対象業種)

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業
		水産食料品製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		調味料製造業
		糖類製造業
		精穀・製粉業
		パン・菓子製造業
		動植物油脂製造業
		その他の食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
		酒類製造業
		茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
		製氷業
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業, 郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		一般乗用旅客自動車運送業
		一般貸切旅客自動車運送業
		その他の道路旅客運送業
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
倉庫業		
運輸に附帯するサービス業		
卸売業, 小売業	各種商品卸売業	
	繊維・衣服等卸売業	
	食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業
	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	
	機械器具卸売業	
	その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業
		医薬品・化粧品等卸売業
		紙・紙製品卸売業
		他に分類されない卸売業
	各種商品小売業	百貨店, 総合スーパー
		その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	
食料品小売業	各種食料品小売業	
	野菜・果実小売業	
	食肉小売業	
	鮮魚小売業	

大分類	中分類	小分類
卸売業, 小売業	飲食料品小売業	酒小売業
		菓子・パン小売業
		その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	
	その他の小売業	
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業
自動販売機による小売業		
その他の無店舗小売業		
金融業, 保険業		
保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)		
不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	
	不動産賃貸業・管理業	
	物品賃貸業	
学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
	専門サービス業(他に分類されないもの)	
	広告業	
	技術サービス業(他に分類されないもの)	
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	
	飲食店	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業
		理容業
		美容業
		一般公衆浴場業
		その他の公衆浴場業
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業	旅行業
		家事サービス業
		衣服裁縫修理業
		物品預り業
		火葬・墓地管理業
		冠婚葬祭業
		他に分類されない生活関連サービス業
娯楽業		
教育, 学習支援業		
その他の教育, 学習支援業		
医療, 福祉		
医療業		療術業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業(別掲を除く)	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業
		建物サービス業
		警備業
		他に分類されない事業サービス業
	その他のサービス業	集会場
		と畜場
他に分類されないサービス業		

営む事業がどの業種に該当するかについては、以下の総務省のサイトを御参照ください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_0300023.html
 表中で別掲とあるものは、日本標準産業分類における別掲を指します。

別表(県内地場産業)

建具、襖材、家具、ニット、縫製、特殊織物、作業手袋、家庭用品、綿織物、染色整理、機械金属、染料・中間物、染色、漆器、へら竿、皮革、ボタン、木材・製材、洋家具、鋳鉄铸件

※参考 県内地場産業別の主な製品例一覧

	地場産業	主な製品例
1	建具	障子、雨戸、ドア、欄間、表具、畳
2	襖材	襖
3	家具	家具全般
4	ニット	ニット生地、ニット製品（衣料品など）
5	縫製	衣料品全般、鞆、寝具、雑貨などの縫製品
6	特殊織物	パイル生地、パイル製品（衣料品、寝具、玩具、雑貨など）
7	作業手袋	繊維製手袋、布製靴下
8	家庭用品	水まわり用品、掃除用品、洗濯用品、生活雑貨
9	綿織物	綿・スフ生地、綿・スフ製品（衣料品など）
10	染色整理	繊維製品を精練、漂白、染色及び整理仕上げした製品、起毛した製品
11	機械金属	機械器具全般、電子部品、デバイス・電子回路、一般金物類、建設用・建築用金属製品、金属線製品
12	染料・中間物	染料、顔料、中間物
13	染色	主に糸を精練、漂白、染色、整理仕上げした製品
14	漆器	漆器製品全般（盆、トレイ、膳、茶櫃、食器、弁当箱、重箱など）
15	へら竿	へら竿
16	皮革	なめし革、革製品全般（鞆、靴、ベルト、財布、小物など）
17	ボタン	ボタン
18	木材・製材	単板、合板、集成材、建築材料、木製品全般（たる、コルク、木箱など）
19	洋家具	西洋式家具全般
20	鋳鉄铸件	鋳鉄、铸件

※給付対象となる県内地場産業については、申請書別紙の2.該当業種情報の「③製造している地場産業製品」欄に記載されている製品により対象可否を判断します。

Ⅲ 申請方法

1 郵送による申請の場合

申請者自らが郵送したことを確認できるように、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法により郵送してください。

(宛先) 〒640-8341

和歌山県和歌山市黒田1丁目2-17 アズマハウスビル5F

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)事務局「審査センター3係」宛

令和4年2月16日(水)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合又は申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却する場合があります。

返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受け付けます。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、審査に係る連絡が取れない場合や期日までに追加指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものとみなします。

2 WEB申請の場合

パソコンやスマートフォンにより、次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00209091.html>



なお、令和4年2月16日(水)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

IV 給付の決定等

1 支援金給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を給付します。

2 給付通知

申請書類の確認の結果、本支援金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 支援金の返還

本支援金給付決定後、申請の対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金を全額返還していただくとともに、加算金の徴収、不適切な申請を行った事業者名の公表、警察への通報等の対応を取るなど、厳正に対処します。

V 申請書類

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 支援金(第Ⅲ期)給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 支援金(第Ⅲ期)給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 業種別売上表(別記第3号様式) ※Ⅱ対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。	<input type="checkbox"/>
⑤ 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期又は第Ⅱ期)の 振り込み完了のお知らせの写し	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

※⑤の書類が提出できない場合又は既に申請済みの飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期又は第Ⅱ期)から更新・変更を要する場合は、以下の書類も提出してください(県又は事務局が追加の資料を求める場合があります。)

⑥ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類 b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※3ページを参照し、必要な書類を御提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑦ 従業員名簿(別記第4号様式) ※従業員氏名、勤務店舗名等、雇用年月日が確認できる形であれば既存の従業員名簿等でも代替可能です。	<input type="checkbox"/>
⑧ 振込先口座確認書(別記第5号様式) ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑨ 役員名簿(法人の場合のみ)(別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>

注) 全ての書類を通じて同一の名義である必要があります。

審査の必要に応じ、申請者の許可書等の取得状況について関係機関に照会する場合があります。

① 支援金(第Ⅲ期)給付申請書(別記第1号様式)

記載例

別記第1号様式

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付申請書

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カブシキガイシャワカヤマブツザン
法人名又は屋号	株式会社和歌山物産
フリガナ	キシユウ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 紀州 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者名	紀州 花子
日中連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)(別紙の申請金額)の給付について、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、必ず□にチェックしてください。)

- 支援金(第Ⅲ期)給付申請書の別紙
- 宣誓書(別記第2号様式)
- 業種別売上表(別記第3号様式)
- 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅰ期又は第Ⅱ期)の振り込み完了のお知らせの写し
 - 第Ⅰ期 } どちらかにを入れた方は 前回からの更新・変更あり
 - 第Ⅱ期 } 前回からの更新・変更なし
 - なし(初回申請の場合)

※紛失の場合は、2ページをご参照ください。

前回からの更新・変更ありの場合又は初回申請の場合に必要な書類

- a.県内で店舗等を運営していることを証明する書類
- b.対象業種を営む事業者であることを証明する書類 ※詳細については申請要領を参照
- 従業員名簿(別記第4号様式) ※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 振込先口座確認書(別記第5号様式)
 - ※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第6号様式)※法人の場合のみ

② 支援金(第Ⅲ期)給付申請書の別紙

記載例

別紙

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社和歌山物産			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	500万円
	個人事業主		資本金	
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	○○○○○○○○○○○○

(2. 該当業種情報)

・該当する業種を以下の欄に記載してください。

複数の業種を営む場合、支援金の給付対象となる業種全てを記入してください(対象外の業種は記載不要です。)

① 添付書類により確認できる業種名(※)	飲食店営業、衣類販売業、製造業	
② 上記①を別表(産業分類)(P6)、 別表(県内地場産業)(P7)に当てはめた業種	P6の業種	飲食店、織物・衣服・身の回り品小売業
	P7の業種	漆器
③ 製造している地場産業製品(※)	漆器(盆、トレイ、食器)	該当の方のみ記入

※①について、確定申告書等を添付する場合は確定申告書等に記載の業種を記載してください。

※③については、県内地場産業に係る製造業を営む事業者のみ記入してください。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年
○	

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金額は千円未満を四捨五入した金額を記載してください。)

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
10月売上高	503千円	322千円	-181千円	-35.9%
11月売上高	362千円	290千円	-72千円	-19.8%
12月売上高	399千円	348千円	-51千円	-12.7%
合計※②	1,264千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

(4. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、該当する申請金額に○を記入してください。従業員数が6人以上となる場合、従業員名簿(別記第4号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和4年1月1日現在)
10人



従業員数	申請金額	該当する欄に○を記入
5人以下	15万円	
6～20人	30万円	○
21～50人	45万円	
51～100人	60万円	
101～300人	80万円	
301人以上	100万円	

別記第2号様式

宣誓書

私は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (2) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (3) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 支援金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第14による支援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (5) 飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (6) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程第17の規定により氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (7) (1)から(6)までの他、飲食・宿泊・サービス業等支援金(第Ⅲ期)給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止のため、県の要請に従います。

以上

和歌山県知事 様

令和〇年 〇月 〇日

法人名又は屋号 株式会社和歌山物産役職名及び代表者名 代表取締役 紀州 太郎 (印)
(個人事業主の場合は氏名)

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

④ 業種別売上表(別記第3号様式)

記載例

別記第3号様式 業種別売上表

※営む業種ごとの売上を下記の表に記入してください。

対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

月ごとの合計金額が別紙の売上情報と相違ないように注意してください。

○2019年又は2020年の売上高

(2019年・2020年) いずれかに○をしてください。

業種	10月	11月	12月
飲食店	214,000円	180,000円	200,000円
織物・衣服・身の回り品小売業	139,000円	96,000円	99,000円
漆器	150,300円	85,600円	100,000円
	円	円	円
	円	円	円
合計	503,300円	361,600円	399,000円

○2021年の売上高

業種	10月	11月	12月
飲食店	120,000円	150,000円	170,000円
織物・衣服・身の回り品小売業	101,000円	90,000円	118,000円
漆器	100,600円	50,200円	60,000円
	円	円	円
	円	円	円
合計	321,600円	290,200円	348,000円

※本様式に記載する売上高金額の根拠となる売上台帳等は、給付を受けた後5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じてください。

- ⑥ a. 県内で店舗等を運営していることを証明する書類
- b. 対象業種を営む事業者であることを証明する書類

【個人事業主の場合】

・確定申告書の第1表

FA2200

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所 〒 個人番号 氏名 生年

※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出

受付印を確認

【受信通知の代替例】

- ・ 納税証明書その2
- ・ 商工会等、税理事務所の受付印
- ・ 税理士等の署名と押印 等

【受信通知の代替例】

- ・ 受付番号、受付日時の印字（上段）
- ・ メール詳細
- ・ 電子申請等証明データシート 等

再算引所得税額(基業所得税額) (41)-(42)	43		
復興特別所得税額 (43)×2.1%	44		
所得税及び復興特別所得税の額 (43)+(44)	45		
外国税額控除等 区分 ④	46		
源泉徴収税額	48		
申告納税額 (45)-(46)-(47)-(48)	49		
予定納税額 (第1期分・第2期分)	50		
第3期分納める税金 の税額	51		00
還付される税金 (49)-(50)	52	△	
公的年金等以外の 合計所得金額	53		
配偶者の合計所得金額	54		
専従者給与(控除)の合計額	55		
青色申告特別控除額	56		
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	57		
未納付の源泉徴収税額	58		
本年分で差し引く繰越損失額	59		
平均課税対象金額	60		
変動・臨時所得金額 区分	61		
延滞納の出 申告期限までに納付する金額	62		00
延納届出額	63		0000
選付される税金の所 郵便局名等			
預金種類			
普通			
当座			
貯蓄			
貯蓄			
区分	A	B	C
異動			
管理			
補完			
確定			

④⑤又は⑥の記入をお忘れなく。

納管 事業 住民 資産 総合 分類 控算 通日付印

区分異動管理補完

年月日 名簿 確認

税理士 署名押印 電印

・青色申告決算書

・収支内訳書(白色申告)

県内所在地及び業種を確認できるよう、太枠内が記載されているものを提出してください

県内所在地及び業種を確認

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書(白〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

提出用	科目	金額	科目	金額	科目	金額
売上	売上(収入)金額(雑収入を含む)	①	消耗品費	⑮	貸倒引当金	⑳
	預賞商品(製品)類	②	減価償却費	⑯	各種引当金	㉑
	仕入金類(雑)	③	福利厚生費	⑰	計	㉒
	小計(②+③)	④	給料賃金	⑱	専従者給与	㉓
	期末商品(製品)類	⑤	外注工賃	㉒	貸倒引当金	㉔
	差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	㉓	計	㉕
	差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	㉔	青色申告特別控除額	㉖
	租税公課	⑧	貸倒金等	㉕	青色申告特別控除後の所得金額(⑦-⑨-⑩)	㉗
	荷造運賃	⑨	雑費	㉖	青色申告特別控除額	㉘
	水道光熱費	⑩	計	㉗	所得金額(⑦-⑩)	㉙
経費	旅費交通費	⑪	差引金額(⑦-⑩)	㉘		
	通信費	⑫				
	広告宣伝費	⑬				
	接待交際費	⑭				
	損害保険料	⑰				
	修繕費	⑱				
	消耗品費	㉒				
	福利厚生費	㉓				
	雑費	㉔				
	計	㉕				

県内所在地及び業種を確認

FA7000

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

提出用	科目	金額	科目	金額	氏名	税率	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
収入金額	売上(収入)金額	①	旅費交通費	㉑					
	家事消費	②	通信費	㉒					
	その他の収入	③	広告宣伝費	㉓					
	小計(①+②+③)	④	接待交際費	㉔					
	預賞商品(製品)類	⑤	損害保険料	㉕					
	仕入金類(雑)	⑥	修繕費	㉖					
	小計(⑤+⑥)	⑦	消耗品費	㉗					
	期末商品(製品)類	⑧	福利厚生費	㉘					
	差引原価(⑦-⑧)	⑨	雑費	㉙					
	差引金額(④-⑨)	⑩	計	㉚					
経費	給料賃金	⑪	給料賃金の内訳		氏名(年齢)	税率	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	外注工賃	⑫	専従者控除額	㉛					
	減価償却費	⑬	所得金額	㉜					
	貸倒金	⑭	青色申告特別控除額	㉝					
	地代家賃	⑮	所得金額	㉞					
	利子割引料	⑯	所得金額	㉟					
	租税公課	⑰	所得金額	㊱					
	荷造運賃	⑱	所得金額	㊲					
	水道光熱費	⑲	所得金額	㊳					
	計	㉚	所得金額	㊴					

・開業・廃業等届出書

県内で店舗等を運営していることを証明する際は、事業所が選択されていることを確認してください。

受付印を確認

税務署受付印 	個人事業の開業・廃業等届出書	1 0 4 0				
税務署長 年 月 日 提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税地</td> <td> <input type="radio"/> 住所地・<input type="radio"/> 居所地・<input checked="" type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - - - - -) (TEL - - - - -) </td> </tr> <tr> <td>上記以外の住所・事業所等</td> <td> 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - - -) (TEL - - - - -) </td> </tr> </table>	納税地	<input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input checked="" type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - - - - -) (TEL - - - - -)	上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - - -) (TEL - - - - -)	
納税地	<input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input checked="" type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - - - - -) (TEL - - - - -)					
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - - -) (TEL - - - - -)					
県内所在地及び業種を確認	生年月日 <input type="radio"/> 大正 年 月 日生 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和					
個人番号 職業 フリガナ 屋号						
個人事業の開業等について次のとおり届けます。						
届出の区分	<input type="radio"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ <input type="radio"/> 事務所・事業所の (<input type="radio"/> 新設・ <input type="radio"/> 増設・ <input type="radio"/> 移転・ <input type="radio"/> 廃止) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 開業日が12月1日以前であることを確認 </div> 住所 _____ 氏名 _____					
所得の種類	<input type="radio"/> 不動産所得・ <input type="radio"/> 山林所得・ <input type="radio"/> 事業(農業)所得(廃業の場合… <input type="radio"/> 全部・ <input type="radio"/> 一部)					
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 _____ 年 月 日					
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)				
	移転・廃止前の所在地					
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名				
	法人納税地	設立登記 _____ 年 月 日				
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無				
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無				
事業の概要	(できるだけ具体的に記載します。)					
給付等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	
	専従者	人		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
	使用人			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
	計			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		
源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無				<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	給与支払を開始する年月日 _____ 年 月 日	

関与税理士 (TEL - - - - -)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>整理番号</th> <th>関係部門</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>番号確認</th> <th>身元確認</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 </td> </tr> <tr> <td> 源泉用紙 交付 </td> <td> 通信日付印の年月日 _____ 年 月 日 </td> <td> 確認 </td> <td colspan="4"> 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 () </td> </tr> </table>	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	源泉用紙 交付	通信日付印の年月日 _____ 年 月 日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			
整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認																
0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済																
源泉用紙 交付	通信日付印の年月日 _____ 年 月 日	確認	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()																			

・市民税・県民税申告書

(各市町村により、様式が異なります。例は和歌山市)

令和3年度分 市民税・県民税申告書(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの状況)

和歌山市長

個人番号 フリガナ 氏名 住所 和歌山市

生年月日 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 年 月 日

電話番号 必ず記入してください

職業 (屋号)

受付印を確認

業種を確認

所得金額	種目	④収入金額		⑤必要経費	⑥控除額	所得金額(④-⑤)
		円	円			
1	営業等					①
	農業					②
	不動産					③
	配当					④
	給与					⑤
	専従者給与	力	1501			60
	公的年金等	キ		71		71
雑業務						70
						72
	その他					73
所得額	総合課税の繰越一時					ケ
	④収入金額					コ
	⑤必要経費					サ
	ケ+(コ+サ)×1/2					80
合計 (①+②+③+④+⑤+60+70+80)=						⑨

事業所得を得ているか確認

所得から差し引かれる金額	控除項目	控除額		所得金額				
		円	円					
2	社会保険料控除	⑤国民健康保険料	⑥介護保険料	⑦後期高齢者医療保険料	⑧国民年金保険料	⑨その他	⑩	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金・確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金				⑪		
	生命保険料控除	新生命保険料の計	8706		旧生命保険料の計	6506	⑫	
		新個人年金保険料の計	8806		旧個人年金保険料の計	6606		
		介護医療保険料の計	8906				6786※	
	地震保険料控除	地震保険料の計	シ		旧長期損害保険料の計	8806	⑬	
	寡婦・ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 離婚・死別・生死不明	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	勤労学生控除 (学校名)			⑭	
	障害者控除	氏名	障害の程度	氏名	障害の程度	特別障害者の方は氏名を 欄で記入してください。	⑮	
	配偶者控除	配偶者氏名	個人番号	生年月日	配偶者の合計所得金額	7906	⑯	
	配偶者特別控除	配偶者氏名	個人番号	生年月日	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)		⑰	
	扶養控除	個人番号	氏名	生年月日	個人番号	氏名	生年月日	⑱
		氏名			氏名			
		氏名			氏名			
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「9」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。							
	金額等	基礎控除					⑳	
小計		(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)=				㉑		
雑損控除		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで補てんされる金額	⑳	
医療費控除		⑳支払った医療費		㉑保険金などで補てんされる金額	⑳差引負担額(㉑-⑳)	所得の合計額の5%と10万円との少ない方の金額 (セムアディケーション報酬を課税された場合は11,000円)	㉒	
合計 (⑳+㉑+㉒)=						㉓		

<input type="checkbox"/> 所得税と異なる課税方式を選択します ※チェックを付け、別紙も記載が必要です	控配	老配	同配	扶養親族数	扶養親族数	本人該当	調査方法	所得調整	調査	宛名	コード	台帳	番号
	1	2	6			特	1	1	1	1	1	2	1

・法人税申告書の別表1

※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出

受付印を確認		令和 年 月 日 税務署長殿		所 属 地 区 番 号		青色申告 一連番号		別表1 各事業年度の所得に係る申告書1 国内法人の分……合三・四・一以後終了事業年度等分	
納税地 (ア)カガ		電話() - ()		法人区分		整理番号			
法人名 (ア)カガ		県内所在地及び業種を確認							事業年度 (至) 年 月 日
法人番号 (ア)カガ		旧納税地及び 旧法人名等		事業種目		売上金額 千円 百円 円			
代表者 住所		添付書類		申告年月日		申告区分			
令和 年 月 日		事業年度分の法人税		申告書		送付番号			
令和 年 月 日		課税事業年度分の地方法人税		申告書		適用明細書提出の有無			
(中間申告の場合 令和 年 月 日)		(中間申告の場合 令和 年 月 日)		(令和 年 月 日)		税理士法第30条 の書面提出有			
(令和 年 月 日)		(令和 年 月 日)		(令和 年 月 日)		税理士法第33条 の2の書面提出有			

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		控除税額	17	
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2		所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3		外国税額 (別表六(二)「20」)	18	
	差引法人税額 (2) - (3)	4		計 (17) + (18)	19	
	連結納税の承認を取り消された 場合等における應に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5		控除した金額 (13)	20	
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」・別表三 (二)「25」・別表三(三)「26」)	6	000	控除されなかった金額 (19) - (20)	21	
	同上に対する税額	7		土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22	0
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8	000	同上 (別表三(二)「28」)	23	0
	同上に対する税額	9		同上 (別表三(三)「23」)	24	00
	留保金 同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9		この申告による還付金額 (21)	25	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26		
仮税額調整の適用が認められ る控除対象所得等当分の所得 (別表二「22」)の金額	11		欠損金の繰戻しに よる還付請求額	27		
仮税額調整に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	12		計 (25) + (26) + (27)	28		
控除税額 (10) - (11) - (12) + (9)のうち①金額	13		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)	29		
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	00	この申告により納付 すべき法人税額又は 減額する還付請求額 (65)	30	00	
中間申告分の法人税額	15	00	欠損金又は欠損額等当分の 控除額 (別表七(一)「9」・別表七(二)「9」 若しくは別表七(三)「10」)	31		
差引確定/中間申告の場合はその 法人税額(税額としてマイナスの 14) - (15) 場合は、(26)へ記入	16	00	差引確定/中間申告の場合は その法人税額(税額としてマイナスの 14) - (15) 場合は、(26)へ記入	32		
課税標準 所得の金額に 対する法人税額 (3) + (5) + (7) + (10)の金額	33		この申告による還付金額 (43) - (42)	45		
課税留保金額に 対する法人税額 (9)	34		この申告で 申告する 所得の金額に 対する法人税額 (68)	46		
課税標準法人税額 (33) + (34)	35	000	課税留保金額に 対する法人税額 (69)	47		
地方法人税額 (58)	36		課税標準法人税額 (70)	48	000	
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		この申告により納付 すべき地方法人税額	49	00	
所得地方法人税額 (36) + (37)	38		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			
仮税額調整の適用が認められ る控除対象所得等当分の所得 (別表二「22」)の金額	39		令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日			
仮税額調整に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	40		還付を受ける 機関等			
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	00	銀行 本店・支店 郵便局名等			
中間申告分の地方法人税額	43	00	金庫・組合 出張所 預金			
差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額としてマイナスの 42) - (43) 場合は、(46)へ記入	44	00	農協・協同 本所・支所			

税理士名	
------	--

法人事業税申告書

受付印を確認 **※e-taxによる申告の場合は「受信通知」も提出**

受付印	令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎となる修正決定の年月日	申告年月日
所在地	事業種目			
法人名称	期末現在の資本金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)			
県内所在地及び業種を確認				
代表者氏名	期末現在の資本準備金の額の合計額			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度の申告書	申告書			

摘要	課税標準	税率(%)	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額
所得金額総額									
所得金額総額(別表5)									
年400万円以下の金額		0.00							
年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00							
年800万円を超える金額		0.00							
計		0.00							
軽減税率不適用法人の金額		0.00							
付加価値額総額									
付加価値額		0.00							
資本金等の額総額									
資本金等の額		0.00							
収入金額総額									
収入金額		0.00							
合計事業税額									
事業税の特定支戻金控除額									
控除額		0.00							
所得割		0.00							
資本割		0.00							
差引									
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額									
特別区分の課税標準額									
課税標準額		0.00							
市町村分の課税標準額									
課税標準額		0.00							
中間納付額									
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))									
損金の額又は個別損戻金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額									
損金の額又は個別損戻金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額									
益金の額又は個別損戻益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額									
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額									
仮計									
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額									
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))									
法第15条の4の徴収額予を受けようとする税額									

六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) (別紙十四) (道府県民税) (署名) (電話)

⑦ 従業員名簿(別記第4号様式)

記載例

別記第4号様式 従業員名簿 (令和4年1月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務店舗等名、雇用年月日を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日
1	〇〇〇〇〇〇	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	29
2	××××××	定食屋〇〇〇和歌山店	平成〇年〇月〇日	30
3	△△△△△△	服の〇〇〇海南店	平成〇年〇月〇日	31
4	32
5	33
6	34
7	35
8	※ 従業員氏名、勤務店舗名等、雇用年月日が確認できる形で あれば既存の従業員名簿等でも代替可能です。					
9						
10						
11	39
12	40
13	41
14	42
15	43
16	44
17	45
18	46
19	47
20	48
21	49
22	50
23	51
24	52
25	53
26	54
27	55
28	56

※提出する際の従業員名簿(別記第4号様式)には、1人~301人までの記入欄があります。

※301人を超える分の従業員名の記載は不要です。

⑨ 役員名簿(別記第6号様式)

記載例

別記第6号様式 役員名簿(※法人の場合のみ)

役員名簿

法人名称: 株式会社和歌山物産

役職名	フリガナ	住 所	生年月日
	氏 名		
代表取締役	キシユウ タロウ 紀州 太郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和〇〇年〇月〇日
取締役	キシユウ ハナコ 紀州 花子	和歌山市〇〇 ××一××	昭和××年×月×日
取締役	キシユウ ジロウ 紀州 次郎	和歌山市〇〇 ××一××	昭和△△年△月△日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。
 ※ 収集した個人情報については、飲食・宿泊・サービス業等支援金に係る事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

創業者特例

創業者特例その2

新たな店舗を設けた方の特例

Ⅵ 対象要件の特例

創業者特例

(1) 対象要件

令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和3年9月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和3年9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年10月から12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和3年9月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→ 1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料(様式不問)

・事業計画等を用いる場合

→ 金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※)の署名押印がされている事業計画

※ 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金)

2019年又は、2020年の10月～12月の売上高を記入する欄ですが、
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
10月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
11月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
12月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、30、31ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

創業者特例その2

(1) 対象要件

令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に対象業種を開業した事業者等であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、開業日の属する月の、原則、次の月(開業日がいずれかの月の1日である場合には開業日の属する月。以下同じ。)から令和2年9月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること。

② 開業日の属する月の、原則、次の月から令和2年9月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

又は

事業計画等で想定していた対象店舗等の令和3年10月から12月までの売上高の1か月平均を3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を右図のとおり記入し、要件が確認できる書類として、通常提出書類に加え、以下を添付してください。

・開業日の属する月の次の月から令和2年9月までの売上高の1か月平均を用いる場合

→ 1か月平均を算出するために用いた、各月の売上を記入した資料(様式不問)

・事業計画等を用いる場合

→ 金融機関から融資を受けるに当たって作成した事業計画及び融資決定を証する書類、又は支援機関(※)の署名押印がされている事業計画

※ 「支援機関」とは、公益財団法人わかやま産業振興財団、県内各商工会議所、県内各商工会、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の創業者を支援すると認められる者をいいます。

(3. 売上情報)

○売上高比較に用いる年
(いずれかに○を記入)

2019年	2020年

○創業等の特例適用の有無

創業等の特例の適用
<input type="radio"/> 該当の方のみ記入

○売上高増減

以下に、必要事項を記載してください(金)

2019年又は、2020年の10月～12月の売上高を記入する欄ですが、
①及び②の該当する要件に合わせ、適宜ご記入ください

	2019年又は2020年 (A)	2021年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
10月売上高	503 千円	322 千円	-181 千円	-35.9 %
11月売上高	362 千円	290 千円	-72 千円	-19.8 %
12月売上高	399 千円	348 千円	-51 千円	-12.7 %
合計※②	1,264 千円			

※①いずれかの月の売上高が、30%以上減少していることが給付の対象となる条件です。(増減率)

※②(A)の売上高合計が15万円未満の場合は、給付対象外です。(合計)

※対象業種かつ県内店舗等のみの売上高を記入してください。

※なお、県外事業者が令和元年10月2日から令和2年10月1日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、30、31ページの「新たな店舗等を設けた方の特例」ではなく、本特例(創業者特例)による取扱いとします。

新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年10月2日から令和3年12月1日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高に係る要件以外の本支援金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等において営業を開始した日(以下「増設日」という。)の属する月の、原則、次の月(増設日がいずれかの月の1日である場合には増設日の属する月。以下同じ。)から令和3年9月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

又は

令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。)で想定していた新たな店舗等に係る同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること。

例:令和2年10月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年11月10日に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年10月、11月又は12月のいずれか1か月の店舗A、B、Cの合計売上高」

と

「令和元年又は令和2年同月の店舗A、Bの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和3年9月までの店舗Cの1か月平均売上高」

(例えば11月10日開店の場合、12月～翌年9月の合計を10で割った額)

を比較することができます。

- ② 令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の10月、11月及び12月の売上高の1か月平均に、増設日の属する月の、原則、次の月から令和3年9月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月の平均を加え、3倍にした額が15万円以上であること。

又は

令和2年10月1日以前に存した対象店舗等の令和元年又は令和2年の10月、11月及び12月の売上高の1か月平均に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるに当たって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。)で想定していた新たな店舗に係る令和3年10月から12月までの売上高予定の1か月平均を加え、3倍した額が15万円以上であること。

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。